様式第２号（第８条関係）

号

年　　月　　日

様

愛媛県犯罪被害者等支援金事業運営委員会　会長

愛媛県犯罪被害者等転居費用助成金に係る交付決定等通知書

年　 月　 日付けで交付の申請及び実績の報告のあった転居費用助成金について、下記のとおり愛媛県犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱第８条の規定による交付の決定及び交付額の確定をしたので通知する。

記

１ 決定事項 助成金を交付する （助成額 金 　　　　　　　　　　円）

２　会長への報告について

申請者は、助成を受けた転居費用について、愛媛県犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第５条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は加害者若しくはその関係者から転居費用に係る損害賠償を受けたときは、速やかにその旨を報告してください。

３ 交付決定の取消し及び返還について

次のいずれかに該当した場合は、交付決定の一部又は全部を取り消し助成金の返還を求めます。

（１）申請者から愛媛県犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱第11条及び第12条の規定による申請の取り下げ及び報告があったとき。

（２）申請者から要綱第10条の規定による報告があったとき。

（３）申請者が、要綱第10条の規定による報告を行わなければならない場合に当該報告を行わなかったとき。

（４）申請者が、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（別紙）

転居費用助成交付金は、次の内容について交付の決定をし、及び交付額を確定したものとする。

転居費用助成金の交付決定の内容

|  |  |
| --- | --- |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 総額　　　　　　　　　　円 |